

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 27 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26330179

研究課題名(和文) 裁判員裁判における量刑の格差是正に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical study about the disparity in sentencing of lay judge trial

研究代表者

山崎 優子 (YAMASAKI, Yuko)

立命館大学・立命館グローバル・イノベーション研究機構・研究員

研究者番号：20507149

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：主な研究成果は下記の3点である。

判例分析の結果から、被害者、被告人のいずれか一方の視点を重視して量刑を下す傾向が、量刑格差の一因となる可能性が示唆された(研究1)。模擬裁判実験の結果から、市民は自身の思考や立場により近い対象に共感をおぼえる傾向にあり、共感性が量刑に影響を及ぼすことが示された。評議体の裁判員の個人特性の偏りは、量刑に幅が生じさせる可能性がある(研究2)。さらに模擬裁判実験の結果から、事案によっては、“犯情”で量刑の大枠を決め、“一般情状”を考慮して量刑を決定(2段階で量刑を決定)する方法が、量刑格差を小さくする可能性が示唆された(研究3)。

研究成果の概要(英文)： We conducted three studies, including an analysis of judicial precedent and a mock trial experiment, to assess what factors are associated with sentencing disparity.

Results of the judicial precedent analysis suggested that lay judge's bias towards either the victim or the defendant may contribute to the penalty disparity (Study 1). Results of a mock trial experiment showed that the participants being able to relate to the defendant and the situation and that the sympathy affects sentencing. The disparity in sentencing may be caused by the deflection of the personality of citizen judges (Study 2). Further the results of another experiment suggested that the method used to decide the outline of assessment of a case in 'criminal circumstances', and determine the appropriate punishment considering 'the general circumstances' could reduce the disparity in sentencing (Study 3).

研究分野：裁判心理学

キーワード：量刑格差 判例分析 模擬裁判 共感性 個人特性 犯情 犯意

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 裁判員裁判での量刑格差をめぐる議論がみられる。たとえば浅田(2011)は、「たまたま選ばれた裁判員の意向次第で、同種事件における大幅な量刑の格差が生じ、公平な量刑が損なわれる危険がある」と述べている。また、「量刑幅が過度に広い状態が続けば、今後、制度改正の検討事項となるだろう」(読売新聞 静岡、2012年6月12日朝刊 33面、「4年目の裁判員裁判」(1)量刑幅広い傾向)といった指摘もある。

(2) 量刑格差を生じさせる要因としては下記が考えられる。量刑判断に影響する知識(たとえば、加害者の処遇、再犯率など)の不足 量刑を判断する際に考慮する事柄の偏り 量刑判断に至るプロセスの不統一 裁判員を選出する際に個人特性(たとえば、攻撃性などのパーソナリティ、刑罰に対する態度)の考慮が十分でないこと。

## 2. 研究の目的

本研究は、裁判員裁判で同種事件にみられる量刑格差を生じさせる要因を明らかにし、量刑格差を取り除く具体的方法について心理学的観点から提案を行うことを目的に、以下の3点について検討した。

(1) 判例分析により、同種事件での量刑格差を生じる要因を明らかにする。

(2) 将来裁判員になる可能性のある大学生を対象にした模擬裁判実験の結果から、(1)で示された量刑の格差に影響する因子と、個人特性(たとえば攻撃性)との関係について明らかにする。

(3) 量刑格差に影響すると考えられる要因を除外した場合に、量刑格差がどの程度是正されるかについて、大学生を対象とした模擬裁判実験により明らかにし、同種事件の量刑格差を是正する具体的方法について検討する。

## 3. 研究の方法

### (1) 研究1(判例分析)

裁判員裁判(殺人、強盗致傷、強姦致傷、覚せい剤の密輸事件など)の判例を分析した結果、罪名が殺人罪のみのケースで、量刑の幅が大きい傾向にあった。そこで、「殺人被告事件」の量刑理由にみられる語の出現率が量刑の重さによって異なるかについて、裁判員裁判と裁判官裁判の場合で比較した。そして、得られた結果から、裁判員裁判において、量刑格差を生じる要因について検討を行った。

**材料** 判例データベース(LEX/DB)に掲載された、裁判員裁判開始前5年間(平成16年5月20日~平成21年5月20日)の殺人被告事件(一審判決)74件の判決文、及び、裁判員裁判(平成21年5月21日~平成27年2月2日)の殺人被告事件131件の判決文。

**手続き** 各事案の量刑理由について、テキストマイニング(KHcoderを使用)を行った。分析の際、類似語は1つにまとめた。

### (2) 研究2(模擬裁判実験)

実際の裁判員裁判で判決が下されたアスペルガー症候群の被告による殺人事件(A事件とする。求刑は懲役16年であった)および高齢の夫による妻の介護殺人事件(K事件とする。求刑は懲役5年であった)をとりあげ、量刑を判断する際に考慮する事柄の偏りや個人特性が量刑判断に及ぼす影響について明らかにするために、模擬裁判実験を実施した。

**参加者** 実験参加に同意した大学生65人(平均21.0歳,  $SD=1.5$ )が参加した。

**材料** 上記A事件とK事件の裁判概要。  
質問紙a: 1)性格特性(攻撃性:安藤ら(1999)の日本版Buss-Perry攻撃性尺度を使用。「短気」、「敵意」、「身体的攻撃」、「言語的攻撃」の4下位尺度からなる) 死に対する態度:河合・下仲・中里(1996)が、Gesser・Wong・Peker(1987)の尺度を邦訳したものを使用した。「死の恐怖」、「積極的受容」、「中立的受容」、「回避的受容」の4下位尺度からなる。死観:金児(1994)の死観尺度。「浄福な来生」、「挫折と別離」、「苦しみと孤独」、「人生の試練」、「未知」、「虚無」の6下位尺度からなる。情動的共感性:加藤・高木(1980)の情動的共感性尺度。「感情的暖かさ」、「感情的冷淡さ」、「感情的被影響性」の3下位尺度からなる。正当世界観:今野・堀(1998)の正当世界尺度。多次元的共感性:登張(2003)の多次元的共感性尺度。「共感的関心」、「個人的苦痛」、「気持ちの想像」、「ファンタジー」の4下位尺度からなる) 2)死刑制度に対する態度(山崎・石崎(2014)が示した死刑賛否の理由17項目それぞれについて、納得の程度を、9件法(1全く納得できない~9非常に納得できる)で回答を求めた) 3)体感治安(過去数年の、成人による凶悪犯罪(殺人、強盗など)の件数の推移、少年(18歳未満)による凶悪犯罪(殺人、強盗など)件数の推移について、9件法(1非常に減っている~9非常に増えている)で回答を求めた。また、過去数年の、成人による犯罪の陰湿化、少年(18歳未満)による犯罪の陰湿化についても、9件法(1陰湿ではなくなってきた~9陰湿になってきている)で回答を求めた)を測る内容であった。

質問紙b: 量刑判断およびその理由、11項目(被害の大きさ、被告人が再犯する可能性、犯行の計画性、被告人の悪意、犯行の社会的影響、被告人の前科・前歴、被害者の落ち度、被告人自身の被害(社会的制裁、違法捜査を受けたなど)、被告人の属性(性別、成人・少年の別、社会的地位など)、被告人の反省の程度、被害者遺族の処罰感情)それぞれについて量刑判断

に影響した程度を7件法(1 刑罰を軽くする方向に影響した~7 刑罰を重くする方向に影響した)で問う内容であった。

**手続き** 調査参加に同意した参加者は、質問紙 a に回答した。そして、休憩をはさみ、A事件(あるいはK事件)の裁判概要を読み、質問紙 b に回答した。その後、K事件(あるいはA事件)についても同様の手続きで質問紙 b に回答した。なお2つの事件の裁判概要を配布して質問紙への回答を求める順序は、実験実施毎にカウンターバランスを取った。所要時間は約1時間30分であった。

### (3) 研究3 (模擬裁判実験)

量刑判断に至るプロセスを統一した場合、量刑格差が是正されるかを明らかにするために、模擬裁判実験を実施した。

**参加者** 実験参加に同意した大学生56人

**材料** アスペルガー症候群の被告人による殺人事件(A事件)、および高齢の夫による妻の介護殺人事件(K事件)の裁判概要、質問紙 a、質問紙 b(いずれも研究2で使用したのと同じ内容であった)。

**手続** 調査参加に同意した参加者は、無作為に2段階条件、コントロール条件に振り分けられた。いずれの参加者も、最初に質問紙 a に回答した。そして休憩をはさみ、A事件(あるいはK事件)についての裁判概要を読み、質問紙 b に回答した。その際、2段階条件の参加者には、“犯情”(被害の大きさ、計画性、被告人の悪意、被害者の落ち度)で量刑の大枠を決め、“一般情状”(被告人の属性、前科・前歴、反省の程度、被害者遺族の処罰感情など)を考慮して量刑を決定(2段階で量刑を決定)することを求めた。コントロール条件の参加者には、量刑判断を下すにあたって考慮する事柄は2段階条件と同じであったが、2段階条件とは異なり、段階をふまずに量刑を決定するように求めた。次に、同じ条件の参加者5人~6人で構成されるグループ別に評議を行い、最終的な量刑判断を決定した(約30分)。評議で量刑を決定するに際しても、上記のように、条件ごとに量刑の決定方法が異なった(2段階条件は2段階で量刑を決定したのに対して、コントロール条件は段階をふまずに量刑を決定した)。さらに休憩をはさみ、K事件(あるいはA事件)についても、上記と同様の手続きで、裁判概要を読み、量刑判断を下した。その際、さきに量刑を判断したA事件(あるいはK事件)と同様に、2段階条件は2段階で量刑を決定したのに対して、コントロール条件は段階をふまずに量刑を決定した(所要時間は約2時間であった)。

## 4. 研究成果

各研究の主な成果は下記のとおりであった。

### (1) 研究1 (判例分析)

裁判官裁判と裁判員裁判の量刑理由のテキストマイニングにより、量刑が20年以上、10年以上の懲役刑、10年未満の懲役刑、執行猶予付きで、量刑理由を形成する語彙に異なる傾向がみられるかについて検討した。

表1と表2はそれぞれ、裁判官裁判、裁判員裁判の量刑理由における語の出現率をあらわしたものである。表1によると、裁判官裁判の場合、“精神疾患”、“残酷”、“計画”の出現率が、量刑によって異なる傾向が顕著にみられる。表2によると、裁判員裁判の場合、“介護”、“精神疾患”、“殺意”の出現率が、量刑によって異なる傾向にあった。

表1. 裁判官裁判の量刑理由における語の出現率

	執行猶予 (9件)	10年未満 (25件)	10年以上 (33件)	20年以上 (7件)	<sup>2</sup> 値
介護	29%	6%	8%	0%	5.3
精神疾患	14%	24%	0%	0%	9.9*
殺意	86%	45%	64%	78%	5.9
悪質	14%	67%	72%	44%	8.6*
残酷	0%	58%	68%	100%	16.0**
計画	14%	33%	68%	89%	12.2**
反省	100%	88%	77%	64%	5.2

\*\* $p<.01$ , \* $p<.05$ , 有意に多い, 有意に少ない( $p<.05$ )

表2. 裁判員裁判の量刑理由における語の出現率

	執行猶予 (7件)	10年未満 (55件)	10年以上 (49件)	20年以上 (20件)	<sup>2</sup> 値
介護	45%	29%	0%	0%	27.7**
精神疾患	35%	24%	9%	0%	9.7*
殺意	55%	43%	76%	43%	13.0**
悪質	30%	39%	42%	43%	0.9
残酷	20%	37%	42%	57%	4.2
計画	20%	29%	45%	43%	5.7
反省	75%	63%	71%	100%	4.3

\*\* $p<.01$ , \* $p<.05$ , 有意に多い, 有意に少ない( $p<.05$ )

裁判員裁判の“精神疾患”が出現した個々のケースをみたところ、精神障害、認知症などを患った家族に対する長年の介護が原因で、心身共に疲弊して追い詰められた末の犯行と認められた場合、執行猶予がつくなど量刑よりも量刑が軽くなる一方、犯行の原因が被告人の精神障害にあると認められる場合、再犯可能性があるとの理由から、量刑が求刑よりも重くなるケースもみられた。被告人、

被害者のどちらか一方への共感の強さが、量刑格差の一因となる可能性が考えられる。

表3. A事件の量刑への影響の強さ評定値の因子分析結果(プロマックス回転後)

項目	F1	F2
被告人の悪意	.88	.02
犯行の計画性	.83	-.23
犯行の社会的影響	.40	.10
被害の大きさ	.39	.15
被告人の反省	.38	.29
被告人の属性	.22	.61
被告人の被害	-.09	.60

F1: 犯行の悪質性と影響の大きさ  
F2: 被告人のおかれた状況

表4. K事件の量刑への影響の強さ評定値の因子分析結果(プロマックス回転後)

項目	F1	F2
被告人の悪意	.86	-.15
再犯する可能性	.70	.07
被告人前科前歴	.65	-.09
犯行の計画性	.50	.01
被害者落ち度	.42	.16
被告人の被害	-.24	.79
被害者遺族処罰感情	.05	.67
被告人の属性	.22	.65
被告人の反省	.65	.43

F1: 犯行の悪質性と再犯可能性  
F2: 被告人に対する情状

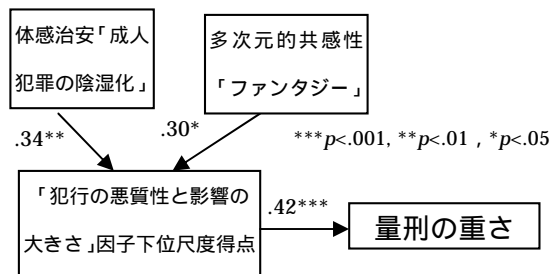


図1. パス解析の結果(A事件)

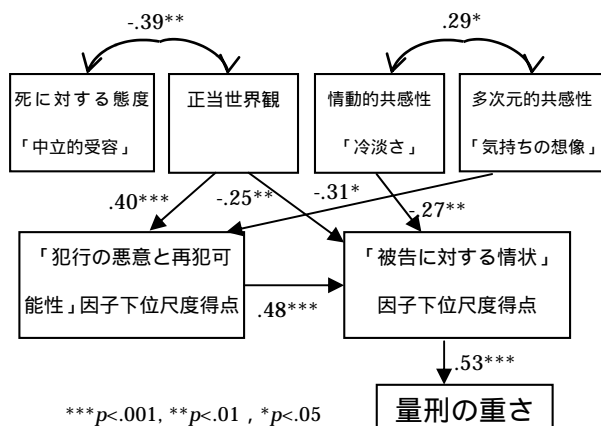


図2. パス解析の結果(K事件)

(2) 研究2 (模擬裁判実験)

**A事件:** 記入漏れのあった6人を分析対象から除外した。量刑判断は、執行猶予付判決8人、求刑(懲役16年)以下の有期刑27人、求刑より重い有期刑9人、無期懲役刑13人、死刑2人であった。

被害の大きさ ~ 被害者遺族の処罰感情の評定に、潜在的に影響する要因があるかを検討するために、因子分析を行った。その結果、最終的に2つの因子を抽出した。

表3は評定値の因子分析結果である。各因子はその性質から「犯行の悪質性と影響の大きさ」因子、「被告人のおかれた状況」因子と命名した(累積寄与率は41.23, 係数はそれぞれ.60, .50であった)。因子の下位尺度得点は、求刑よりも重い量刑を下した群が、求刑以下の量刑を下した群よりも有意に高かった。また、「犯行の悪質性と影響の大きさ」因子が「被告人のおかれた状況」因子よりも有意に高かった(いずれも $p < .05$ )。

量刑判断に至る心的モデルの構築を試みた結果、最終的に図1のモデルを得た。数値は、標準化推定値である。誤差項は省略した( $\chi^2=2.52$ , 自由度=3, 有意確率=.47, GFI=.98, AGFI=.93, RMR=.09, AIC=16.52)。

**K事件:** 記入漏れのあった4人を分析対象から除外した。量刑判断は、無罪1人、執行猶予付判決38人、懲役刑15人であった。

A事件と同様に、~の評定に、潜在的に影響する要因があるかを確かめるために、因子分析を行った。その結果、最終的に2つの因子を抽出した。

表4は評定値の因子分析結果である。各因子はその性質から、「犯行の悪質性と再犯可能性」因子、「被告人に対する情状」因子と命名した(累積寄与率は45.72, 係数はそれぞれ.75, .78であった)。因子の下位尺度得点は、求刑よりも重い量刑を下した群は、求刑以下の量刑を下した群よりも有意に高かった( $p < .005$ )。しかし因子間に有意な効果はみられなかった( $p > 1.0$ )。

量刑判断に至る心的モデルの構築を試みた結果、最終的に図2のモデルを得た(数値は標準化推定値である。誤差項は省略した。 $\chi^2=15.62$ , 自由度=10, 確率水準=.11, GFI=.92, AGFI=.83, RMR=.11, AIC=37.62)。

なお、A事件とK事件の関係について、1つのモデルで示すことを試みたが、有意な関係にある共通項目はみられなかった。

両事件ともに、共感性が量刑に影響を及ぼすことが示された。しかし、量刑判断に影響を及ぼす共感性は、量事件で性質を異にした。これは、自身の思考や立場により近い対象に共感をおぼえたためかもしれない。共感の対象は、A事件の場合、被害者や被害者遺族であったのに対し、K事件の場合、被告人であったと考えられる。また、A事件の場合、体感治安の悪さが量刑に影響を及ぼす一方、K事件の場合、正当世界観が量刑に影響を及ぼすことが示された。両事件で、量刑判断に影

響する要因に共通項がみられなかったことは、事案によっては、同じ参加者であっても、異なる個人特性が量刑判断に影響することを示唆している。評議体の裁判員の構成が個人特性において偏っていると、量刑の偏りが大きくなる可能性が考えられる。

### (3) 研究3 (模擬裁判実験)

前年度までの研究と先行研究をふまえ、量刑格差を生じさせると考えられる要因を排除することで量刑格差がどの程度是正されるか検討するために、裁判員裁判で審理された下記2つの事件を取り上げ、模擬裁判実験を実施した。得られた主な結果は下記のとおりであった。

**A事件**：最終的な量刑判断（執行猶予付を0、無期懲役刑を30とした）の平均は2段階条件が懲役23.8年( $SD=7.6$ )、コントロール条件が懲役13.1年( $SD=10.2$ )であった。

特定の性格特性（他者に対する攻撃性（敵意）死に対する態度（死の恐怖）情動的共感性（冷淡さ））は、評議前の量刑判断に影響したが( $p<.05$ )、評議後にはこうした傾向はみられなくなった( $p>.10$ )。

発達障害についての知識は、評議後の量刑を重くする方向に影響した( $p<.50$ )。

2段階条件（“犯情”と“一般情状”の2段階で量刑を決定した条件）コントロール条件（2段階条件と考慮する内容は同じであっても段階をふまずに量刑を決定した条件）の量刑のばらつき（変動係数）は、評議前がそれぞれ0.4、0.6、評議後がそれぞれ、0.3、0.8であった。

**K事件**：最終的な量刑（執行猶予付き判決を0とした）の平均は、2段階条件が懲役0.9年( $SD=1.5$ )、コントロール条件が懲役0.4年( $SD=0.9$ )であった。量刑の重さは、評議前後、条件間で有意な違いはみられなかった( $p>.10$ )。

評議前の量刑判断に性格特性の影響はみられなかった( $p>.10$ )が、評議後の量刑判断に“公正世界観”が影響を及ぼした( $p<.50$ )。介護についての知識は、量刑判断に影響しなかった( $p>.10$ )。

2段階条件（“犯情”と“一般情状”の2段階で量刑を決定した条件）コントロール条件（2段階条件と考慮する内容は同じであっても段階をふまずに量刑を決定した条件）とで、量刑のばらつき（変動係数）は、評議前がそれぞれ1.9、1.7、評議後がそれぞれ1.7、2.1であった。

以上から、“犯情”と“一般情状”の2段階に分けて量刑を決定すること（量刑の判断プロセスを統一すること）で、量刑格差が是正される可能性が示された。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 3 件)

山崎優子・石崎千景、裁判員の個人特性が量刑判断に及ぼす影響 法と心理学会第17回大会 立命館大学大阪いばらきキャンパス（大阪府）2016年10月16日

Yamasaki, Y., Ishizaki, C. The Factors which Create Sentencing Disparities in Lay Judge Trials. The 31<sup>st</sup> International Congress of Psychology Pacifico Yokohama（神奈川県）, Japan. 2016年7月27日

山崎優子、裁判員裁判における量刑格差に関する実証的研究、法と心理学会第16回大会、獨協大学（埼玉県）2015年10月24日

〔図書〕(計 1 件)

山崎優子、死刑に対する市民の認識. 稲葉光行（編）ワードマップ「法心理・司法臨床」 サトウタツヤ・稲葉光行・齋藤進也・仲真紀子・村本邦子・吉田容子・安田裕子・中村正他 新曜社、印刷中

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ  
<http://research-db.ritsumeit.ac.jp/Profiles/129/0012863/profile.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山崎 優子 (YAMASAKI, Yuko)  
立命館大学・立命館グローバル・イノベーション研究機構・研究員  
研究者番号：20507149

(2) 研究分担者

石崎 千景 (ISHIZAKI, Chikage)

九州国際大学・法学部・准教授  
研究者番号：00435968

(3)連携研究者 ( )

研究者番号：

(4)研究協力者 ( )